

国際物流拠点産業集積地域における特例措置

・ 特例措置の内容

- 所得控除（40%控除）
- 投資税額控除（機械装置等15%、建物等8%）
- 特別償却（機械装置等50%、建物等25%）
- 事業税、不動産取得税、固定資産税の減免
- 事業所税の軽減（那覇市のみ）
- 沖縄振興開発金融公庫の融資制度
- 中小企業信用保険法の特例
- 中小企業投資育成株式会社の特例
- 保税地域特例（許可手数料の軽減、関税の選択課税等）

※所得控除、投資税額控除、特別償却は選択制です。

※各措置には、それぞれ別途適用要件があります。